

検察の再生に向けて

検察の在り方検討会議提言

【概要版】

平成23年3月31日

第1 検察の使命・役割と検察官の倫理

1 検察の基本的使命・役割

- 検察官は、被疑者・被告人の権利保障と事案の真相解明に努めることにより、えん罪を防止し、真犯人の適切な処罰を実現するという検察の使命・役割を改めて自覚するべきである。
- 検察官は、「公益の代表者」として、有罪判決の獲得のみを目的とすることなく、公正な裁判の実現に努めなければならない。
- 検察官は、捜査段階においても、起訴・不起訴を決し公判活動を行う公訴官として期待されている冷静な証拠評価や法律問題の検討等の役割を十分に果たすべきである。

2 時代の変化に応える検察

- 検察が21世紀の価値観を感得し、時代に応じた役割を果たしていくため、常に現実の社会に目を向け、その変化を感じ取って未来を志向する能力を培い、より高い倫理と品性を身に付け、謙虚な姿勢を保つべきである。

3 検察官の倫理

- 検察官が職務の遂行に当たって従うべき基本規程を明文化した上で公表し、検察官の使命・役割を検察内外に明確にするべきである。
- その規程は、この提言において具体的に指摘する事項等の趣旨を踏まえ、外部の声を聞きつつ、多くの検察官が参加する議論・検討を経て制定するべきである。

第2 検察官の人事・教育

1 人材開発・育成・教育の在り方の改革

- 検察官の基礎的・基盤的能力の強化のため、検察に批判的な外部の有識者等による辛口の研修を実施するなど教育・研修の充実を図るとともに、航空会社の監査フライトを参考にするなどして、検察官の職務遂行能力を定期的にチェックする仕組みの導入等を行うべきである。
- 先端の専門的知識を組織的に集積・活用するため、金融、証券等の専門的分野に関するシンクタンク機能を有する分野別の専門委員会の設置、検察官のキャリア形成の支援、他職経験者の採用等の体制整備を進めるべきである。
- 幹部の意識を変革し、そのリーダーシップの在り方を改善・改革するため、部下・同僚からの多面的な評価を活用するなどして、より効果的な幹部研修を実施するべきである。

2 より適切な人事政策の推進等

- 人事評価においては、被評価者について、同僚や部下による評価も含めた情報を幅広く収集するなどして、より適切な人事評価とこれに基づいた幹部人事を行うことを検討するべきである。
- 幅広く有能な人材を採用したり、女性職員の幹部への登用を促進すること等により人材の多様化を図るほか、全国的な見地での人事配置等についても検討するべきである。

3 長期的な構想による組織的・継続的取組

- 人材開発・育成・教育に関する組織的・継続的な取組について、上級幹部が定期的・集中的に協議し、長期的な構想（ビジョン）を策定し、実施するべきである。
- 検察庁職員に対する定期的な意識調査等を実施し、その結果を踏まえた行動計画（アクションプラン）を策定するなどして、検察組織の不断の見直しと継続的な改善・改革のために活用するべきである。

第3 検察の組織とチェック体制

1 特捜部の組織の在り方

- 特捜部については、現状を是とすることなく、その捜査能力の向上とチェック機能の強化等を図るため、名称、組織体制・編成、人員配置等を含め、その組織の在り方を見直すための検討を行うべきである。

2 検察における捜査・公判のチェック体制

- 特捜部が行う独自捜査事件については、特捜部内部において捜査・処分が自己完結する体制を改め、「横からのチェック」体制を構築するべきである。具体的には、公訴官的な視点から批判的チェックを行うなどの仕組みを構築するとともに、専門的知見や「経験知」を活用する体制を整備するべきである。
- 公判段階における「引き返す勇氣」を実効化するため、一定の場合に高検を含めた協議を実施することとするなど、公判段階における組織的なチェック体制を構築するべきである。

3 監察体制の構築

- 検察内部に違法・不適正行為の監察を担当する部署を設置し、内部からと外部からとを問わず、検察庁職員の違法・不適正行為に関する申立てを受け付け、事実関係の調査及び適切な措置を行う監察体制を構築するとともに、同部署の活動状況について、外部の有識者らから意見・助言を得る仕組みを整備するべきである。

4 外部の目・外部の風

- 検察運営全般の実情について、外部の有識者らに報告するとともに、社会・経済情勢の変化、国民意識の変化等を踏まえた検察運営の在り方に関し、適切な意見・助言を得られるような仕組みを構築するべきである。

第4 検察における捜査・公判の在り方

1 検察における取調べの可視化の基本的な考え方

- 被疑者の取調べの録音・録画は、検察の運用及び法制度の整備を通じて、今後、より一層、その範囲を拡大するべきである。

2 検察の運用による取調べの可視化の拡大

- 特捜部における取調べの録音・録画の試行に当たっては、できる限り広範囲の録音・録画を行うよう努め、1年後を目途として検証を実施した上、その検証結果を公表するべきである。
- 特捜部における前記試行については、原則として、試行指針上の対象となり得る事件の全件で試行を行うとともに、最高検においては、積極的な運用が確実に行われるような方策を検討・実施するべきである。
- 特別刑事部が取り扱う独自捜査事件についても、特捜部に準じて、取調べの録音・録画を試行するべきである。
- 知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある被疑者等に対する検察官の取調べにおいても、取調べの録音・録画を試行するべきである。この試行に当たっては、事案の性質や被疑者の特性等に応じ、例えば、取調べの全過程を含む広範囲な録音・録画を行うよう努めるなど、様々な試行を行うべきである。

3 新たな刑事司法制度の構築に向けた検討を開始する必要性

- 取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方を抜本的に見直し、制度としての取調べの可視化を含む新たな刑事司法制度を構築するため、直ちに、国民の声と関係機関を含む専門家の知見とを反映しつつ十分な検討を行う場を設け、検討を開始するべきである。